

(参考資料)

## 鹿屋市健康づくり推進協議会 傍聴要領

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する人は、会議の開催予定時刻までに、傍聴申込書に住所及び氏名を記入し、事務局の指示に従って会場に入室すること。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行うので、定員になり次第受付を終了する。

### 2 傍聴するに当たって、守るべき事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、談話をし、又は騒ぎたてる等会議の妨害となるような行為はしないこと。
- (2) 携帯電話等の機器は、電源を切ること。
- (3) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛成、反対の意向の表明等をしないこと。
- (4) のぼり、旗、プラカード、鉢巻その他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (5) 会議場において、飲食、喫煙等をしないこと。
- (6) 会議場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。(ただし、会長が認めた場合は、この限りではない。)
- (7) その他会議の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことをしないこと。

### 3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される人は、係員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴する人が以上のことを守らない場合は、係員が注意し、従わない場合は、退場させる場合がある。
- (3) 会議開催中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急に公開になじまない事項を審議する必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。